「神戸市新規採用支援職員に関する住宅手当等補助金交付要綱」
よくある質問

Q．1
対象職員は、神戸市内に居住している必要があるのか。

A．
神戸市内に居住している必要があります。
※2023 年度交付対象者に限り、2023 年度に在籍している法人に継続して在籍し、かつ市内の事業所に在籍していれば、「申請日時点で神戸市内に住所を有する者」である要件を満たさなくても交付対象となり得ます。

Q．2
「支援職員」の範囲はどこまでか。看護職員や事務職員は対象にならないのか。

A．
「支援職員」とは主たる業務として直接支援を行う従事者です。
主たる業務が「支援」ではない職種（看護職員、事務職員その他）は本制度の対象外となります。

Q．3
「正規職員」の範囲はどこまでか。

A．
無期雇用の職員を指し、アルバイトやパート職員、契約職員、インターンシップ等は対象外です。

Q．4
支援職員として神戸市内と神戸市外の事業所で兼務をしているが、対象になるか。

A．
補助対象期間の勤務時間のうち半分超を神戸市内の事業所で支援業務に従事している場合は対象となります。

Q．５
本補助金の交付を受けた者が退職し、別法人で再度採用された場合、再度補助金を申請して良いか。

Ａ．
申請できません。
職員が過去に（別法人で）本補助金を申請していないかご確認の上、申請ください。

Q．６
補助対象期間中に、法人内の別事業所に異動した場合、引き続き対象となるのか。

Ａ．
法人内の異動の場合、神戸市内の事業所等に勤務していれば、引き続き対象となります。

Q．７
同一法人ではないが、経営者、経営母体が同じ法人へ異動した場合は対象にならないのか。

Ａ．
経営者、経営母体が同じ法人への異動であれば、同一法人と同じ取扱いとします。その際、経営者等が同じであること確認できる書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

Q．８
補助対象職員の住居は賃貸のみか。持ち家は対象外か。

Ａ．
住宅手当が支給されている場合は、補助対象職員の住居形態（賃貸、持ち家）は問いません。

Q．９
借り上げ宿舎の場合、敷金や仲介手数料、契約更新料等は補助対象にならないのか。

Ａ．
補助対象となる経費は、賃借料と、共益費または管理費のみで、その他の経費は対象外です。

Q．10
１つの借り上げ宿舎に複数の補助対象支援職員を住まわせた場合、補助額はどのように算定するのか。

Ａ．

賃料を人数で割って一人あたりの賃料を算出し、補助額の算定を行います。

（例）賃料が一か月 100,000 円の借り上げ宿舎に３人を住まわせ、
補助対象期間が６か月だった場合
補助対象職員一人あたりの補助対象経費は
100,000 円／月÷３人×６か月 ≒ 199,000（千円未満の端数は切り捨て）
そして補助額は、
・199,000 円×１／２＝99,500 円と、
・補助基準額 14,000 円×６か月＝84,000 円を比較して、
少ない方の 84,000 円が採用されます。

Q．11
借り上げ宿舎に住まわせ、本人負担額を徴収している場合、補助額はどのように算定するのか。

Ａ．

法人が負担している金額から、本人負担額を控除し、補助額の算定を行います。

（例）賃料が一か月 60,000 円の借り上げ宿舎に居住させ、本人負担として
一か月 20,000 円を徴収し、補助対象期間が６か月だった場合
補助対象経費は
（60,000 円／月－20,000 円／月）×６カ月＝240,000 円
そして補助額は
・240,000 円×１／２＝120,000 円と、
・補助基準額 14,000 円×６カ月＝84,000 円を比較して、
少ない方の 84,000 円が採用されます。

Q．12
月途中の採用・退職の場合、採用・退職月の取扱はどうなるのか。

A．

ひと月に満たない月は、交付対象外です。

例）6 月 15 日に採用し、12 月 15 日に退職した場合

→対象期間は７月～11 月まで

Q．13
住民票の写しを添付する場合、いつ時点のものか。

A．

申請日から３カ月以内のものをご提出ください。

※「現住所を証明するもの」としては、運転免許証、在留カード（外国籍の場合）の添付でも結構です。

Q．14
昨年度申請実績のある職員の添付書類は省略できるのか。

A．

雇用契約書等は、昨年度以前の申請時に提出済で、内容に変更がない場合は今年度の提出は不要です。

給与規定（住宅手当の場合）、不動産賃貸借契約書（借り上げの場合）、現住所が確認できる公的な証明（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しは、提出が必要です（最新のものをご提出ください）。

Q．15
交付申請締切後に採用が決定した支援職員は補助対象外か。

A．

対象外です。交付申請締切後の追加申請（増額変更）はできません。

Q．16
交付申請時点で、採用していないが、今後採用することが確定している支援職員は、補助対象外か。

A．

交付申請時点で、雇用開始日が確定しており、内定通知等の書面で雇用開始日が確認できるのであれば、交付申請時にご申請ください。

（例）2027 年 1 月 1 日採用の方で、交付申請期間（11～12 月時点）で、内定通知等により雇用開始日が確認できる場合